

様式第 1 号の 2（第 6 条関係）

誓 約 書

赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金の交付申請に当たり、下記のとおり誓約します。
なお、誓約事項に関し、市長が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

- 1 赤穂市暴力団排除条例（平成 24 年赤穂市条例第 11 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて
 - (1) 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - (2) 市長が、前号に該当しないことを確認するため、必要な事項を所轄の警察署長に照会すること及び当該照会に係る回答の内容を市長が他の業務において暴力団を排除するために利用すること並びに兵庫県に当該内容を提供することについて、異議を述べないこと。

- 2 補助金申請時の留意事項について

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項により市長が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第 221 条第 2 項 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

- (2) 赤穂市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱第 14 条の規定により市長が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第 14 条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助対象工事以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

年 月 日

住 所

氏 名



電話番号

電子メール

赤穂市長 宛